

12	平成31年 2月22日 静岡地裁 判決	都市計画 変更決定 等取消請 求事件	静岡県が、浜松都市計画第一種市街地再 開発事業に関する都市計画決定をし、その 後、浜松市長が都市計画の変更提案制度に 基づき、建築物の建築面積・延べ面積等を 変更する旨の変更決定をしたところ、近隣 に所在する建物の管理組合及びその住民で ある原告らが、本件変更決定は、都市計画 法及び浜松市都市計画提案の手続に関する 要綱に反する違法なものであると主張し、 被告浜松市に対し、本件変更決定の取消し 等を求めたが、原告適格がないとして却下 されたもの。	景観利益の内容、性質等に照らせば、本件設立認可及び本件 施行認可の根拠法令である都市再開発法及び都市計画法の規定 から、良好な景観の保護をもその趣旨及び目的とするものであ ることが明らかであるというだけではなく、 <u>保護すべき景観の 内容、範囲、保護の方法・態様等が具体的にうかがわれるので なければ、不特定多数の者の景観利益を専ら一般的公益として 保護しようとするにとどまらず、それが帰属する個々人の個別 的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解す るのは困難</u> というべきである。	行政事件訴訟 景観利益×
13	令和元年 5月22日 名古屋高 裁判決	森林法開 発許可差 止請求事 件	有限会社が被控訴人愛知県に対してした 愛知県知多郡における森林法10条の2第 1項に基づく開発許可処分がされたことに 関し、本件開発許可に係る開発行為によっ てその対象区域内にある森林が伐採される ことなどにより、控訴人らの一部が農業を 営んでいる土地の水源となっているため池 の水が枯渇する上、地域の景観が害され、 また、洪水が起きた際に前記土地やそこで 農作業をしている者の生命等に被害が生ず るおそれがあるから、開発許可の取消しを 求めたが、原告適格がないとした原判決は 相当として棄却されたもの。	控訴人らは、景観利益(本件ため池を起点とした棚田と森林が 構成する田園の自然的景観に関する利益)の内容及び性質等か ら、森林法10条の2第2項3号が景観利益を個別的利益とし て保護する趣旨を含む旨主張するが、景観利益の内容、性質等 に照らせば、 <u>処分を定めた行政法規が、景観利益を個々人の個 別的利益として保護する趣旨を含むというためには、保護すべ き景観の内容、場所的又は空間的な範囲、保護の方法・態様等 が前記行政法規及びその関係法令から具体的にうかがわれるこ とが必要であると解されるところ、森林法及びその関係法令と 解される森林・林業基本法を通覧しても、そのような規定があ ることは認められない。</u>	行政事件訴訟 景観利益×
14	令和元年 7月26日 広島高裁 判決	河川占用 許可等取 消請求控 訴事件	控訴人(広島市他在住)らが被控訴人 (国)に対し、国土交通省中国地方整備局 長が株式会社に対してした、広島市地先の 河岸(元安橋東詰下流箇所)における船上 食事施設(いわゆるかき船)の設置に係る 河川法24条に基づく土地の占用の許可処 分及び法26条1項に基づく工作物の新築 等の許可処分の取消し等を求めたが、原告 適格がないとした原判決は相当として棄却 されたもの。	控訴人は、景観利益についても、行政事件訴訟法9条(原告適 格)1項の法律上の利益に該当する旨を主張するが、 <u>個々の市 民が原爆ドーム及びその周辺の景観から受ける利益について は、景観法といった各法令等がその目的とする公益の中に吸収 解消させ、その保護は専ら公益の実現を通じて図ることとされ ているにとどまる(各市民は反射的利益を受けるにすぎない)</u> ものと解される。控訴人は、景観利益が人格的な生存の確立の 基盤となる建物及び風景としての景観を損なわれない利益であり、 一般的な景観利益ではないとも主張するが、各法令等が上記主張に係る 個々人の利益を保護する趣旨を含まないと解される以上、上記判断を左右しない。	行政事件訴訟 景観利益×
15	令和元年 12月17日 神戸地裁 尼崎支部 判決	a山開発 工事差し 止め等請 求事件 (西宮宅 地造成訴 訟)	a山と呼ばれる小高い丘の所在する土地の 近隣に居住等する原告らが、宅地分譲工事 を行っている宅地開発事業者を相手に、ま ちづくりの要素の一つである景観について 景観利益は法律上保護に値するとされている 中で、原告らのまちづくり権等を侵害す るおそれがあるとして、開発工事の差しめ を求めたが、請求に理由がないとして棄却 されたもの。	原告は、まちづくり権とはより暮らしやすい自らの幸福を追 求し得る生活環境を自ら決定する権利、自らの住む地域のあり 方を自らが決定する権利等であると主張するが、これが土地所 有者が有する土地所有権等を制約するものとして客観的に認知 されているということはできないし、また、どの範囲の住民 が、どのような相手方に対して、差止等の権利行使を行うこと ができるのかといったその具体的内容も全く不明である。 <u>まち づくり権は、法的権利として認められるほどに客観的に認知さ れている</u> ということはできず、その侵害を理由とする本件開発 工事の差止請求ないし損害賠償請求は、認められない。	民事訴訟 まちづくり権×